

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(八一・健康対策課)
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(八二・商工業振興課)
 証紙売りさばきの廃止の届出(八三・会計課)
 保安林の指定解除の予定(八四・八五・由利総合農林事務所)
 建築基準法による道路位置の指定(八六・山本建設事務所)

公告

県営土地改良事業計画の決定(鹿角総合農林事務所)
 県営土地改良事業計画の変更(鹿角総合農林事務所)
 土地改良区の合併の認可(由利総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地計画の決定(由利総合農林事務所)
 県営土地改良事業計画の決定(仙北総合農林事務所)

告示

秋田県告示第八十一号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月八日

秋田県知事 寺田典城

予防接種を行う主たる場所

医師氏名	医療機関名	所在地
石田 恭 央	石田脳神経外科クリニック	大館市清水一丁目一番六〇号

秋田県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年二月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新横手ショッピングセンター
横手市婦気大堤字中田三十五番地外
- 二 横手市長の意見
意見なし

ただし、届出書の添付書類に記載の「騒音発生による周辺地域の生活環境に配慮する事項」を遵守願いたい。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

- (二) 縦覧期間
横手市役所 商業観光課
平成十四年二月八日から同年三月八日まで

秋田県告示第八十三号

秋田県財務規則(昭和二十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月八日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
由利郡東由利町老方字五升畑四十六番一号

高橋 賢太郎

次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月八日

秋田県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
由利郡	市	町村	台帳 (平方メートル)	見込み (ヘクタール)	見込み (ヘクタール)	面積見込み (ヘクタール)	飛砂の防備	道路用地とするため
" "	金浦町	大字	一三・九一三	一・三九一三	一・三九一三	〇・二七三二		
" "	金浦	赤石	二六・九四四	二・六九四四	二・六九四四	〇・六五〇三		
" "	下谷地	"	二七九	〇・〇二七九	〇・〇二七九	〇・〇一三三		
地番	六二	六二						

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び由利総合農林事務所並びに由利郡金浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、
次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項

の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
由利郡	市	町村	台帳 (平方メートル)	見込み (ヘクタール)	見込み (ヘクタール)	面積見込み (ヘクタール)	風害の防備	道路用地とするため
" "	金浦町	大字	一・五二九	〇・一五二九	〇・一五二九	〇・〇七〇〇		
" "	金浦	下谷地	五二					
地番	五二							

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び由利総合農林事務所並びに由利郡金浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八十六号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年二月八日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 山本郡山本町外岡字丸ノ内五十六番地五 有限会社 丹波住建 代表取締役 丹波正弘	道路の位置の指定箇所 山本郡二ツ井町字三千苅九十四番六	道路の延長 二〇・八四メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十四年一月三十日
---	--------------------------------	--------------------	-------------------	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小坂町から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十四年二月八日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十四年二月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十四年二月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（野口地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所 小坂町役場

- 一 合併により設立された土地改良区
本莊市吉土地改良区
- 二 合併により解除した土地改良区
本莊市吉土地改良区
本莊市中央土地改良区

鹿角郡小坂町小坂字濁川二十五番地の一中村光隆ほか十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十四年二月八日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（川上地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所 小坂町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十四年二月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（黒川飛地区高生産性大区画ほ場整備事業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年二月九日から同月二十八日まで
- 三 縦覧場所 金浦町土地改良区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、仙北郡南外村字上野百九十三番地一佐藤正己ほか十五人から申請があつた県営土地改良

事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（及水地区担い手育成基盤整備事業（中間地域型））計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所 南外村役場

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年十月二十三日（第千三百十二号）掲載の土地改良法による土地改良区の
役員の退任及び就任の届出

（原稿誤り）

二	下	二二	字赤坂往環道下六十八番地 の二	字赤坂往環道下六十 八番地の一
---	---	----	--------------------	--------------------

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

